

# 受動喫煙による健康影響はとても深刻です



(厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」平成28年)

- 受動喫煙による死亡者数は、年間約1万5000人
- 病気になるリスクが確実に高まります

## 違反発覚時は、罰則(最大50万円)の適用となる場合があります

### 喫煙者

喫煙が許されていない場所で喫煙をした場合、

**30万円** 以下の過料

※ 加熱式たばこも対象です!

### 店舗やオフィスなど

- ・喫煙可能な旨の標識掲示をしない
- ・喫煙が許されていない場所に灰皿を設置

**50万円** 以下の過料

## 学校・病院などは、原則敷地内禁煙

2019年7月1日から、学校、病院、児童福祉施設、薬局など、健康被害を受けやすい子どもや患者が集まる施設や、行政機関の庁舎は、原則として敷地内禁煙です。

### 子どもを守る「禁煙外来治療費の助成」

保険が適用される禁煙外来治療費の助成制度があります。対象者等詳細は、ホームページをご確認ください。

千葉市 禁煙助成

検索 🔍



### 路上喫煙にもご注意ください!

路上喫煙による火傷<sup>やけど</sup>の危害等から安全を確保するため「路上喫煙・ポイ捨て防止条例」では、下記取締り地区内の屋外の公共の場所での路上喫煙等に対し、**2,000円**の過料を科します。  
<取締り地区> JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区、JR蘇我駅周辺地区

### 《お問い合わせ》

千葉市

受動喫煙対策

検索 🔍

- |                   |              |              |
|-------------------|--------------|--------------|
| <受動喫煙対策について>      | 健康推進課受動喫煙対策室 | 043-245-5201 |
| <禁煙外来治療費の助成について>  | 健康推進課健康増進班   | 043-245-5794 |
| <路上喫煙・ポイ捨て防止について> | 廃棄物対策課管理班    | 043-245-5067 |

